

<p>一消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (69の項及び71の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令 _____ 第10条第2号イ及びロに掲げる基準に適合する場合 (ア) (略) (略) (イ) (略) (略)</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合する場合 (ア) (略) (略)</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合する場合 (ア) (略) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>一消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (69の項及び71の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第8条第2号イ及びロに掲げる基準に適合する場合 (ア) (略) (略) (イ) (略) (略)</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合する場合 (ア) (略) (略)</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合する場合 (ア) (略) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>71～79の項 (略)</p>	<p>71～79の項 (略)</p>		